

岩手県告示第413号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成27年5月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成27年4月22日

2 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称

(1) 住所 宮古市新川町2番1号

(2) 名称 宮古市

3 埋立区域

(1) 位置 宮古市白浜第2地割18番1及び第3地割212番に接する国有地並びに第3地割212番の地先公有水面

(2) 区域 別紙図面のとおり。

(3) 面積 8,250.67平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成10年10月9日岩手県指令漁港第311号

5 埋立地の所在市町村 宮古市

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター漁港管理課に備えておいて縦覧に供する。